

吸収分割に関する事前開示書面
(会社法第 782 条第 1 項及び会社施行規則第 183 条に定める書面)

2026 年 8 月 13 日
日本エンタープライズ株式会社

2026 年 8 月 13 日

吸収分割に関する事前開示書面

東京都渋谷区渋谷一丁目 17 番 8 号
日本エンタープライズ株式会社
代表取締役会長兼社長 植田 勝典

当社（2026 年 12 月 1 日付で「日本エンタープライズグループ株式会社」に商号を変更する予定です。）は、2026 年 7 月 1 日に設立した当社の完全子会社である日本エンタープライズ分割準備株式会社（2026 年 12 月 1 日付で「日本エンタープライズ株式会社」に商号を変更する予定です。以下「承継会社」といいます。）との間で、2026 年 7 月 24 日付にて締結した吸収分割契約に基づき、2026 年 12 月 1 日を効力発生日として、当社のクリエイション事業及びソリューション事業を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割を行うに際し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）
別紙 1 のとおりです。
2. 対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）
本吸収分割に際して、承継会社は普通株式 2,000 株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。かかる株式数につきましては、承継会社が当社の完全子会社であることを踏まえ、当社及び承継会社の合意により決定したものであり、相当であると判断しております。
本吸収分割により、承継会社の資本金及び資本準備金の額は増加しないものとします。当社は、承継会社の資本政策の観点から、上記の事項が相当であるものと判断しております。
3. 会社法第 758 条第 8 号に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）
該当事項はありません。
4. 分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）
当社は、会社法第 787 条第 3 項第 2 号ロに定める新株予約権を発行しておりますが、本吸収分割に際して当社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる承継会社の新株予約権を交付する予定はありません。そのため、会社法施行規則第 183 条第 3 号に該当する事項はありません。
5. 承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）
 - （1）承継会社の成立の日における貸借対照表の内容
別紙 2 のとおりです。
 - （2）承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - （3）承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）
当社は、2026 年 8 月 1 日付で、当社が営む交通情報サービス事業に関して有する権利義務を、新

設分割によって新たに設立する交通情報サービス株式会社に承継し、当該新設分割により交通情報サービス株式会社の発行済株式の全てである普通株式 2,000 株の交付を受けました。

7. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 183 条第 6 号)

本吸収分割の効力発生日以降における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及び可能性は現在のところ認識されておらず、本吸収分割の効力発生日以後においても、両社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題はないものと判断しております。

以 上

吸収分割契約書

日本エンタープライズ株式会社（以下「分割会社」という。）及び日本エンタープライズ分割準備株式会社（以下「承継会社」という。）は、クリエイション事業及びソリューション事業（以下「本件事業」と総称する。）に関して分割会社が有する権利義務の一部を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2026年7月24日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり合意し、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

本契約に定めるところに従い、分割会社は、本吸収分割により、分割会社が本件事業に関して有する別紙「承継対象権利義務明細表」記載の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）吸収分割会社

商号：日本エンタープライズ株式会社

但し、本効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）付で「日本エンタープライズグループ株式会社」に商号を変更する予定である。

住所：東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号

（2）吸収分割承継会社

商号：日本エンタープライズ分割準備株式会社

但し、本効力発生日付で「日本エンタープライズ株式会社」に商号を変更する予定である。

住所：東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 承継会社は、本吸収分割により、分割会社から承継対象権利義務を本効力発生日において承継する。
2. 本吸収分割による債務の承継は、全て重疊的債務引受の方法による。但し、分割会社と承継会社との間では、承継会社が当該承継する債務の負担を最終的に負うものとし、分割会社が当該承継する債務を本項に基づき負担した場合には、分割会社はその負担の全額について、承継会社に対して求償することができるものとする。
3. 承継対象権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他の手続に要する費用の負担については、分割会社と承継会社との間で協議の上、合意により決定する。

第4条（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

承継会社は、本吸収分割に際して、分割会社に対して、前条に基づき承継する権利義務の対価として承継会社が新たに発行する普通株式2,000株を交付する。

第5条（承継会社の資本金等の額）

本吸収分割により承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年12月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、分割会社及び承継会社間で協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

分割会社及び承継会社は、本効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認その他本吸収分割に

必要な事項の承認に関する株主総会の決議を求めるものとする。

第8条（競業避止義務）

分割会社は、本効力発生日後においても、本件事業に関して、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わない。

第9条（本吸収分割の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、分割会社及び承継会社は、誠実に協議し合意の上、本吸収分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失う。

- （1）本効力発生日の前日までに、分割会社又は承継会社の株主総会において、第7条に定める本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項の承認が得られない場合
- （2）本効力発生日の前日までに、法令に定められた本吸収分割の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合

第11条（公租公課）

承継会社が本吸収分割により分割会社から承継する権利義務に係る公租公課は、効力発生日の前日までは分割会社が、効力発生日以後は承継会社が、それぞれ実日数による日割り計算により負担するものとする。

第12条（印紙税）

本契約に係る印紙税は、分割会社と承継会社とが折半して各自負担する。

第13条（準拠法及び管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 分割会社及び承継会社は、本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第14条（協議）

本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、分割会社及び承継会社が誠実に協議し、合意の上、決定するものとする。

（以下余白）

上記合意の成立を証するため、本書 1 通を作成し、各当事者が記名押印の上、分割会社がその原本を保有し、承継会社はその写しを保有する。

2026 年 7 月 24 日

分割会社：東京都渋谷区渋谷一丁目 17 番 8 号
日本エンタープライズ株式会社
代表取締役会長兼社長 植田 勝典

承継会社：東京都渋谷区渋谷一丁目 17 番 8 号
日本エンタープライズ分割準備株式会社
代表取締役社長 杉山 浩一

承継対象権利義務明細表

本効力発生日において、承継会社が分割会社から承継する資産、負債及び債務、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、承継会社が分割会社から承継する資産及び負債については、分割会社の 2026 年 5 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が本件事業に関して有する一切の資産。

2. 負債及び債務

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が本件事業に関して負担する一切の負債及び債務。

3. 契約（雇用契約を除く。）

本効力発生日の前日の終了時点において有効に存続し、分割会社が当事者となっている本件事業に関する一切の契約（雇用契約を除く。）及びこれに基づき発生した一切の権利義務。

4. 雇用契約

承継会社は、分割会社から、雇用契約及びこれに基づく権利義務を承継しない。

5. 許認可等

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が保有する本件事業に関する許可、認可、免許、承認、登録及び届出等のうち、法令に基づき承継可能なもの。

6. 知的財産権

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が保有する本件事業に関する特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、ノウハウ等の知的財産権（登録の有無を問わず、出願中のものも含む。また、外国の法令に基づくものも含む。）。

以上

承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	100,000	負 債 合 計	—
現 金 及 び 預 金	100,000	(純資産の部)	
		株 主 資 本	100,000
		資 本 金	100,000
		純 資 産 合 計	100,000
資 産 合 計	100,000	負 債 ・ 純 資 産 合 計	100,000